



児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定
通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（規則第四
号）（障害者支援課）

一 制定の理由

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指
定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の施行に伴い、同
条例の施行に關し必要な事項について定めた。

二 規則の内容

- 1 サービスの提供の記録について定めた。
- 2 障害児又はその家族に対する相談及び援助について定めた。
- 3 障害児への社会生活上の便宜の供与等について定めた。
- 4 重要事項の掲示について定めた。
- 5 事業の内容に関する情報の提供等について定めた。
- 6 地域との連携等について定めた。
- 7 会計の区分について定めた。
- 8 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備について定めた。
- 9 指定保育所等訪問支援の事業の従業者の身分を証する書類の携行について定めた。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（規則第五号）
（障害者支援課）

一 制定の理由

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の施行に伴い、同条例の施行に関し必要な事項について定めた。

二 規則の内容

- 1 サービスの提供の記録について定めた。
- 2 障害児又はその家族に対する相談及び援助について定めた。
- 3 障害児への社会生活上の便宜の供与等について定めた。
- 4 重要事項の掲示について定めた。
- 5 事業の内容に関する情報の提供等について定めた。
- 6 地域との連携等について定めた。
- 7 会計の区分について定めた。
- 8 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備について定めた。

三 施行期日

平成二十五年四月一日